

# 虐待防止の為の指針

クローバーケアセンター

## 1 虐待防止に関する基本的考え方

クローバーケアセンター(以下「事業所」という)は、利用者の権利擁護のため、高齢者虐待(以下「虐待」という)を受けている状態又は虐待が疑われる状態にある高齢者について、適切な対応を確保することで、高齢者の尊厳を守り、安心して生活できるように早期発見・早期対応に努め、利用者が介護サービスを適切に利用できるように支援します。

～虐待の定義～

- (1) 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- (2) 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- (3) 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- (4) 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること
- (5) 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

## 2 虐待防止委員会その他事業所内の組織について

- ◇ 事業所は、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会(以下「委員会」という)」を設置します。なお、虐待に関する処置を適切に実施するための担当者(以下「担当者」という)を定めます。担当者：小林 象太郎、小林 奈々美
- ◇ 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合があります。
- ◇ 委員会は、定期的(年1回以上)、必要に応じて担当者が招集します。
- ◇ 委員会の議題は、次のような内容について協議するものとし、その結果は従業員に周知徹底を図ります。
  - ① 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること
  - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
  - ③ 虐待のための職員研修の内容に関すること
  - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

- ⑤ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

### 3 虐待の防止のための職員研修

- ◇ 事業所は、職員が虐待防止に関する基礎的な知識を身につけ、利用者の権利擁護に対する認識を深めることができるよう職員研修を次の通り実施します。
  - ① 新規採用：採用後3か月以内
  - ② 継続研修：年1回以上
- ◇ 具体的には、次のプログラムにより実施します。
  - ・ 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
  - ・ 高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
  - ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
  - ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
  - ・ 発生した場合の改善策
  - ・ 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。
- ◇ 職員研修の実施は、虐待防止に関する外部研修等への参加に代えることができることとします。

### 4 虐待又はその疑い(以下「虐待等」という)が発生した場合の対応方法

- ◇ 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に通報し、市町村の行う事実確認に協力します。
- ◇ 職員による虐待が発生した場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- ◇ 虐待の事実が確認された場合は、委員会を開催し、再発防止策の検討又はその効果の評価を行い、虐待の原因の除去と再発防止に努めます。

### 5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- ◇ 職員が他の職員による利用者への虐待を発見した場合は、担当者に速やかに報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- ◇ 担当者は、報告等により虐待等の事実を把握した場合は、受付記録を作成し、速やかに市町村へ通報し、市町村の行う事実確認に協力します。また、その後の経過についても適宜記録を作成します。
- ◇ 担当者は、経過等の記録を委員会において提示し、当該事案の検証、再発防止策の

作成を行い、職員に周知します。

## 6 成年後見制度の利用支援

利用者又はご家族に対して、成年後見制度について説明し、その求めに応じ、渋谷区地域包括支援センター、社会福祉協議会等の相談窓口案内する等の支援を行います。

## 7 苦情解決方法

- ◇ 虐待等に係る苦情は、当事業所において包括的に設置する苦情相談窓口において受けます。苦情相談窓口および虐待対応については、重要事項説明所に含まれていません。
- ◇ 受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関する内容が含まれていた場合には、委員会に報告します。

## 8 利用者に対する指針の閲覧

本指針は、いつでも閲覧できるように文書の掲示を行います。また、事業所ホームページに掲載し、いつでも閲覧が可能な状態とします。

## 9 その他虐待防止の推進について

- ◇ 虐待防止に関する情報の収集に努め、常に適切な支援、対応ができる体制を整備します。
- ◇ 本指針に定めない事項については、委員会にて協議します。

付則

この指針は、令和6年4月1日から施行します。